

参考1 調査の概要及び用語の説明

1 調査の概要

(1) 調査の目的

全国の商店（卸売・小売業）を調査し、地域別分布状況や業種別、規模別等の販売活動など商業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 根拠法規

統計法及び、商業統計調査規則に基づいています。

(3) 調査の期日

平成11年7月1日現在で実施しました。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類 - 卸売・小売業、飲食店」に属する事業所のうち飲食店を除く事業所（以下「商店」という。）。ただし、次に掲げるものは調査の対象から除外しています。

国及び地方公共団体に属するもの

有料の施設内に設けられている商店（駅の改札口内、劇場、映画館、遊園地、野球場等の売店など）。ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の商店は調査対象。

開店準備中、清算中、休業中で、調査日に従業者（個人事業主を含む。）がいない商店

(5) 調査の方法

申告者（商店）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）で調査しました。

(6) 調査の単位

商店の所在する場所ごと及び経営者ごとに個々の商店を調査対象としています。

2 用語の説明

(1) 商店

商店とは、原則として「みずから生産活動を行わず、専ら商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合を含みます。）」であって一般に卸売業、小売業といわれるものをいいます。

(2) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（工場、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を販売する事業所

製造業者が、別の場所で営業している事業所で、自社製品を卸売する事業所。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売業となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入のほうが多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。）

売買の目的である商品について所有権を有することなく、また直接的な管理をするか否かにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所・・・代理商、仲立業

(3) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

主として、個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を購入し、販売する事業

商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（訪問販売、通信・カタログ販売）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

(4) 従業者

平成11年7月1日現在で、その商店の業務に従事している者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員者、常用雇用者（1か月を超える期間定めて雇用されている者、平成11年の5月、6月のそれぞれの月において18日以上雇用され、調査時現在も雇用されている者を含む。）をいい、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして別経営の事業所へ行っている者を含みます。

(5) 年間商品販売額

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの1年間の商品販売額（消費税を含む）をいいます。

(6) その他の収入額

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの商店における商品販売額以外の事業による収入額（消費税を含む）をいいます。

(7) 売場面積（小売業のみ）

平成11年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（事務室、飲食部門（食堂・喫茶）、屋外展示場（植木、石材等）、倉庫等、は除く）です。ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、畳・建具小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業、また、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は調査していません。

（8）営業時間（小売業のみ）

原則、調査期日時点での営業時間（通常の営業時間）をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てています。なお、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していません。

